

できる限り速やかに従前の教育体制を整備することが望ましいところですが、従前の教育体制を念頭に置いた上で困難な事情がある場合には、前国事務連絡と同様の対応として差し支えありません。

- 1 令和2年2月28日付け厚生労働省社会・援護局等連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（以下「令和2年2月28日付け国事務連絡」という。）1－（3）及び令和3年5月14日付け厚生労働省社会・援護局等連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（以下「令和3年5月14日付け国事務連絡」という。）により、実習に代えて演習又は学内実習等を実施する場合

（Q 1－1）

実習に代えて演習又は学内実習等を実施できる具体的な条件はあるか。

（A 1－1）

実施については以下のいずれにも該当することが条件です。

- ① 授業実施の延期では対応できないこと

※ 実習については、まずは「実習の延期」を検討していただくようお願いします。

- ② 令和3年5月14日付け国事務連絡に基づき、実習受け入れ施設に対し、養成施設側が行っている感染防護の取り組み状況や養成施設内外での感染対策等についての説明（実習受け入れ施設との積極的な対話）を行ってもなお、実習受け入れ施設から実習生のワクチン接種やPCR検査等の実施を受け入れ要件とされた場合
- ③ 当初予定されていた実施方法に比して、教育の質が保たれていること

（Q 1－2）

実習に代えて演習又は学内実習等を実施できる時間数の上限はあるか。

（A 1－2）

上限は示されていません。ただし、代替手段による授業の実施は、（A 1－1）の条件を満たし、真にやむを得ない場合に限り必要最低限で実施してください。

（Q 1－3）

実習に代えて演習又は学内実習等を実施できる内容に制限はあるか。

（A 1－3）

内容の制限は示されていません。ただし、（A 1－2）と同様、必要最低限で実施してください。

(Q 1－4)

時間数の換算はどのように考えれば良いか。

(A 1－4)

代替方法による実施時間は、当初予定されていた実習時間と同一以上の時間としてください。

※ (A 1－1) に記載のとおり、「当初予定されていた実施方法に比して、教育の質が保たれていること」が必要であるため、十分な時間を確保してください。

(Q 1－5)

都に対してどのような手続きが必要か。

(A 1－5)

事前連絡と事後報告をお願いします。

＜事前連絡について＞

以下について御連絡ください（任意様式）。

- 1 対象学科
- 2 対象科目
- 3 対象者（受講生）
- 4 担当教員
- 5 代替方法による授業を実施する日程
- 6 当初の授業時間数、代替方法により実施する授業時間数
（例：ソーシャルワーク実習の 8 時間分を、演習として 16 時間実施する）
- 7 代替方法の内容

- 8 当初予定されていた実施方法では対応できない理由

※新型コロナウイルス感染症との関連性がわかるよう、具体的に記載してください。

- 9 (A 1－1) に記載した①～③の説明

※ 次のことについて、客観的に分かるよう、具体的に記載してください。

①授業実施の延期では対応できない理由

②養成施設側が行っている感染防護の取り組み状況等に係る実習受け入れ施設とのやりとりの経過

③当初予定されていた実施方法に比して、教育の質が保たれていること

＜事後報告について＞

事前連絡のとおり実施した旨、又は事前連絡から変更が生じた部分についてはその旨を御報告ください（任意様式）。

- 2 令和2年2月28日付け国事務連絡2－(3)により、当初予定していた授業(実習を含む。)について、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題等(以下「インターネット等を活用した学修等」という。)により実施する場合

(Q2－1)

インターネット等を活用した学修等を実施できる具体的な条件はあるか。

(A2－1)

実施については以下①～③の3点(実習の場合は①から④の4点)のいずれにも該当することが条件です。

- ① 授業実施の延期では対応できないこと

※ 各授業については、まずは「授業の延期」を検討していただくようお願いします。

- ② 当初予定されていた実施方法に比して、教育の質が保たれていること

- ③ 国家試験受験のために必要な取扱いであること

※ 令和2年2月28日付け国事務連絡の2は「受験資格に係る取扱い」についての内容であるため、現在の時期に代替方法による授業を実施することが国家試験受験のために真に必要な場合に限りま。

- ④ 実習については、令和2年2月28日付け国事務連絡1－(3)による「演習又は学内実習等」では対応できないこと

(Q2－2)

インターネット等を活用した学修等を実施できる時間数の上限はあるか。

(A2－2)

上限は示されていません。ただし、代替手段による授業の実施は、(A2－1)の条件を満たし、真にやむを得ない場合に限り必要最低限で実施してください。

(Q 2－3)

インターネット等を活用した学修等を実施できる内容に制限はあるか。

(A 2－3)

社会福祉士養成施設においては、内容の制限は示されていません。ただし、(A 2－2)と同様、必要最低限で実施してください。

介護福祉士養成施設(実務者養成施設を含む。)においては、医療的ケアの演習については代替方法による授業の実施はできません。その他の科目については、(A 2－2)と同様、必要最低限で実施してください。

※ 令和2年3月2日にお送りしたメール本文において「「インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施」は、実技演習を必要とする授業には適用できないものと想定されます。」と記載しておりましたが、今後医療的ケアの演習以外の部分については代替方法による授業の実施を可能とします。

(Q 2－4)

時間数の換算はどのように考えれば良いか。

(A 2－4)

代替方法による実施時間は、当初予定されていた授業時間と同一以上の時間としてください。

※ (A 2－1)に記載のとおり、「当初予定されていた実施方法に比して、教育の質が保たれていること」が必要であるため、十分な時間を確保してください。

(Q 2－5)

都に対してどのような手続きが必要か。

(A 2－5)

事前連絡と事後報告をお願いします。

〈事前連絡について〉

以下について御連絡ください（任意様式）。

- 1 対象学科
- 2 対象科目
- 3 対象者（受講生）
- 4 担当教員
- 5 代替方法による授業を実施する日程
- 6 当初の授業時間数、代替方法により実施する授業時間数
(例：ソーシャルワーク演習の8時間分を、インターネットを活用した遠隔授業により16時間実施する)
- 7 代替方法の内容
- 8 当初予定されていた実施方法では対応できない理由
※新型コロナウイルス感染症との関連性がわかるよう、具体的に記載してください。
- 9 (A 2－1)に記載した①～③まで（実習の場合は①から⑤まで）の説明
※ 次のことについて、客観的に分かるよう、具体的に記載してください。
 - ①授業実施の延期では対応できない理由
 - ②当初予定されていた実施方法に比して、教育の質が保たれていること
 - ③国家試験受験のために真に必要な理由
 - ④養成施設側が行っている感染防護の取り組み状況等に係る実習受け入れ施設とのやりとりの経過
 - ⑤令和2年2月28日付け国事務連絡1－(3)による「演習又は学内実習等」では対応できない理由

〈事後報告について〉

事前連絡のとおりを実施した旨、又は事前連絡から変更が生じた部分についてはその旨を御報告ください（任意様式）。

3. その他

(Q 3 - 1)

「実習巡回指導」をWEB等を使用した代替手段で行うことは可能か。

(A 3 - 1)

実習巡回指導をWEB等を活用した代替手段で実施することは可能です。ただし、指針に記載のある、「実習施設との十分な連携」等、実習巡回指導の要件は満たした上で実施していただくようお願いします。

《参考：実習巡回指導の要件 参照部分》

社会福祉士養成施設においては、指針別添1 10 - (1) 及び新カリキュラムにおける別表1の「ソーシャルワーク実習」の「教育に含むべき事項」又は旧カリキュラムにおける別表1の「相談援助実習」の「教育に含むべき事項」の②

介護福祉士養成施設においては、指針別添2 9 - (8)

また、代替手段による実習巡回指導を行うことが決定した場合は事前連絡と事後報告をお願いします。

＜事前連絡について＞

以下について御連絡ください（任意様式）。

- 1 対象学科
- 2 対象実習科目
- 3 対象者（受講生）
- 4 担当教員
- 5 実施する実習施設及び実習指導者
- 6 代替方法による実習巡回指導を実施する日程及び時数
- 7 代替方法の内容
- 8 実習施設現地への巡回では対応できないことの説明
※ 客観的に分かるよう、具体的に記載してください。
- 9 指針に記載のある「実習施設との十分な連携」が保たれていることの説明
※ 客観的に分かるよう、具体的に記載してください。

＜事後報告について＞

事前連絡のとおり実施した旨、又は事前連絡から変更が生じた部分についてはその旨を御報告ください（任意様式）。

(Q 3-2)

介護福祉士養成施設における介護実習について、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第14号ロ（以下「介護実習Ⅱ」という。）の介護実習施設等及び実習指導者が確保できない場合、介護実習Ⅱで実施すべき時数を同号イ（以下「介護実習Ⅰ」という。）の介護実習施設等及び実習指導者により実施することは可能か。

(A 3-2)

可能です。ただし、介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針Ⅰ-9「実習に関する事項」の内容を満たし、(A 1-1)と同様に実習の延期では対応できないこと及び当初予定されていた介護実習Ⅱの実施方法に比して、教育の質が保たれていることが必要です。

(Q 3-2)に記載の方法で実施する場合には、事前連絡と事後報告をお願いします。

＜事前連絡について＞

以下について御連絡ください（任意様式）。

- 1 対象学科
- 2 対象者（受講生）
- 3 実施する実習施設及び実習指導者

※ これまでに届け出ていない実習施設及び実習指導者である場合、別途「介護福祉士養成施設変更届」により届け出てください。）

- 4 (Q 3-2)に記載の方法で実施する日程及び時数
- 5 (A 1-1)に記載した①及び③の説明

※ 延期では対応できないことや教育の質が保たれていることが客観的に分かるよう、具体的に記載してください。

＜事後報告について＞

事前連絡のとおり実施した旨、又は事前連絡から変更が生じた部分についてはその旨を御報告ください（任意様式）。

(Q 3-3)

受講生ごとに受講形式（「対面授業」や「対面授業に相当するインターネット等を活用した学修等」など）を選択することは可能か。

(A 3-3)

受講生単位で受講形式を選べる方法を設定することはできません。

ただし、やむを得ない事情により特定の受講生のみ実習や面接授業を実施できなかった場合、補講を代替方法により実施することは差し支えありません。